

建築基準法第6条第1項第四号建築物に併設して アルミ製サンルームを設置する場合の取扱いについて

平成29年 8月 3日
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

【取扱い】

建築基準法第6条第1項第四号建築物に取り付ける、アルミ製で水平投影面積の合計が10m²以内のバルコニー・サンルーム等は、それらも含め建築基準法第6条第1項第四号建築物として取り扱う。

ただし、この場合バルコニー・サンルーム等は、当該部分以外の部分の自重及び積載荷重（積雪荷重を除く）を負担しない架構とした構造でなければならない。

【解説】

建築基準法第6条第1項第四号建築物に、その構造体と異なる構造のサンルーム等を併設した場合、建築基準法第6条第1項第四号以外の建築物と解されるが、水平投影面積の合計が10m²以内の小規模なバルコニー・サンルーム等が取り付いた場合も建築基準法第6条第1項第四号建築物として取り扱うこととしたもの。